

肥料販売業務開始の届出に必要な書類

1 「様式第 15 号 肥料販売業務開始届出書」 2 部

2 登記簿抄本又は謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）

※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。

※ 支店を増設する場合は販売業務開始届が必要です。その場合、

① 支店登記をされている場合は、それが記載された登記簿を添付して頂き、

② 支店登記をされていない場合は、固定資産税の明細書の写し等支店住所の証明となるものを添付してください。

※ 本所、販売場所、保管場所の住所が異なる場合、それぞれに住所を証明する資料の添付が必要です。（固定資産税の明細書の写し等）

3 販売事業場及び保管する施設の位置図

※ 位置図は、市販の地図をコピーしたものに書き込む形式のもので構いません。

※ 位置図は、職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

4 その他

返信用封筒及び切手

※受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 開始後 2 週間以内に届け出てください。

肥料販売業務開始届出事項変更届出に必要な書類

1 「様式第 16 号 肥料販売業務開始届出事項変更届出書」 2 部

2 登記簿抄本又は謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）

【住所・代表者氏名・会社名の変更等の場合】

- ※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。
- ※ 支店を増設する場合は販売業務開始届が必要です。その場合、
 - ① 支店登記をされている場合は、それが記載された登記簿を添付して頂き、
 - ② 支店登記をされていない場合は、固定資産税の明細書の写し等支店住所の証明となるものを添付してください。
- ※ 本所、販売場所、保管場所の住所が異なる場合、それぞれに住所を証明する資料の添付が必要です。（固定資産税の明細書の写し等）

3 販売事業場の位置図

【販売事業場の変更・追加・廃止等の場合】

- ※ 位置図は、市販の地図をコピーしたものに書き込む形式のもので構いません。
- ※ 位置図は、職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

4 保管する施設の位置図

【保管する施設の変更・追加・廃止等の場合】

5 その他

返信用封筒及び切手

※受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 変更後 2 週間以内に届け出てください。

2～4 つについては、変更の内容により必要なもののみ添付してください。

肥料販売業務廃止届出書に必要な書類

1 「様式第 17 号 肥料販売業務廃止届出書」 2 部

2 返信用封筒及び切手

※受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 事業廃止後 2 週間以内に届け出てください。